

札幌市議団ニュース

2012年3月16日 No.56
日本共産党市議団事務局発行
電話 211-3221 FAX218-5124

第1回定例議会 予算特別委員会・論戦特集 ⑤

<宮川 潤議員>

生活保護世帯にも受領委任払いの適用を

昨年10月から、介護保険で福祉用具の購入や、手すりの設置などの住宅改修をする場合、受領委任払い方式(別項)を導入しました。しかし、生活保護世帯は適用除外されています。

宮川議員はこの問題を取り上げ、「共産党市議団が議会で求めてきた受領委任払いが実施されたことは大変喜ばれているが、生活保護受給者だけが排除されている。このため、いったん保護課から10割全額を受け取り、業者へ支払う。後に介護保険から9割受け取り、それを保護課に戻す手続きとなり、煩雑。生活保護受給者にも受領委任払いを適用させるべきだ」と求めました。

堀澤保健福祉部長は「利用者の利便性や事務の簡素化の観点も踏まえ、今後適用について検討していきたい」との姿勢を示しました。

*受領委任払い方式=利用者が経費の1割を業者に支払えば済み、残りの9割は介護保険から業者に支払われる

*償還払い方式=受領委任払いが適用されないもの。利用者がいったん10割全額を支払い、数カ月後に介護保険から利用者に9割戻される(2012.3.8)

<伊藤理智子議員>

「介護保険の給付制限は人権問題」と追及

介護保険料滞納者に対する給付制限について、市は「制度上、介護保険サービスを利用する事は制限されない」との答弁をこの間も繰り返しています。しかし、1年以上滞納すれば償還払い(上記*参照)となり、2年以上滞納すると利用料が1割から3割に、高額サービスも受けられません。

伊藤議員はこの問題を再び取り上げ「滞納している人のほとんどが年金額1万5千円以下の低所得者。制度上介護保険サービスを利用する事は制限されないと言っても、介護認定をうけている人のうち77%がサービスを受けているが、給付制限を受けている場合は19%にすぎない。給付制限を受けている方々は、サービスを受けることが困難になっているのが実態だ。こんなことは大問題だ、放置したままでいいのか」と質しました。

⇒ 裏面につづく

堀澤保健福祉部長は「制度上介護保険サービスを利用することは保障されている。滞納による給付制限は法にもとづく措置であり、必要な方は、実情を区役所の方に相談をしていただきたい」との答弁にとどまりました。

伊藤議員は「必要な介護が受けられないのは人権上の問題だ」と指摘し、「機械的な答弁を繰り返すのではなく、サービスを利用できていない実態を調査し、どのような対策がとれるのか検討すべき」と迫りました。

堀澤保健福祉部長は「給付制限を行うにあたって、納付相談を通じて状況把握を行なっているので、必要はないと考えている」と強弁しました。(2012. 3. 8)

＜小形香織議員＞

女子体育柔道必修化、多発する事故への対策の徹底を

4月から中学校で女子生徒にも柔道の授業が始まりますが、全国では死亡事例も含め柔道事故が多発しています。柔道は、常に頭部を打つ危険をとまなうとともに、脳を激しく揺さぶられることで起きる加速損傷の危険や、受け身を十分習得しないまま投技をかけられての怪我也指摘されています。

小形議員は「柔道特有の危険性があることについての認識はどうか、また現場の体育教員に具体的にどのように徹底していくのか」と質しました。

池上指導担当部長は「安全に十分配慮して指導することが大変重要だ。加速損傷の危険性も指導を徹底していく。各学校が作成する指導計画を点検し、安全指導のための留意点をまとめた資料を配布する。また保健体育教員の全市研修集会で安全指導の研修も検討している」と答弁しました。

また小形議員の「年間10時間でも、親は柔道着を買わなければならない。5000円近くすると思うが、負担軽減が必要だ、軽減策は考えているか」との質問に、池上指導担当部長は「各家庭で準備をしていただく。就学援助家庭では、スキー用具または柔道着を選択できるように援助を実施している」との答弁にとどまりました。(2012. 3. 13)